

高裁なごや vol. 30

平成28年度 夏の広報行事

名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

「模擬少年審判 ～もし私が裁判官なら～」開催報告

8月17日(水)の午後、毎年恒例の夏休み企画として、模擬少年審判と名古屋家庭裁判所の建物等を見学していただく企画を実施しましたので、当日の様子をご紹介します。

「少年」とは、20歳に満たない人のことをいいます。男性に限らず、女性でも20歳未満であれば「少年」と呼ばれます。

「少年審判」とは、罪を犯すなどした少年について、その少年を立ち直らせるためには、どのような処分(例:保護観察や少年院送致など)を行うべきかを判断する手続ですが、少年の立ち直りの観点等から非公開で行われますので、その内容はあまりご存じない方が多いのではないのでしょうか。

そこで、参加者の皆さまには、少年審判手続の流れを簡単にご説明した後、裁判所職員が演じる「架空の空き巣事件を題材とした模擬少年審判」を、ご自身が裁判官になったつもりでご覧いただき、この事件の少年には、どのような処分がふさわしいのかを考えていただきました。



(模擬少年審判の様子)

その後は、実際に少年事件を担当している裁判官や家庭裁判所調査官が加わって、皆さまに、①「検察官送致」「少年院送致」「保護観察処分」「試験観察処分」「不処分」の中からどの処分を選んだのか、②どうしてその処分にしようと思ったのか、の2点について、意見を出していただきました。

そして、裁判官が、今回の事件に関するお話をしたり、参加者の皆さまのご質問

にお答えしたりしました。参加者の皆さまには、少年審判手続に対する理解をより一層深めていただけたことと思います。



(意見交換会の様子)

模擬少年審判の後は、家庭裁判所の中の、実際の少年審判を行う少年審判廷や、少年の心理分析等に利用する科学調査室などを見学いただき、各施設でも、職員が皆さまのご質問にお答えしました。

これらの施設も、普段は見ることはできませんので、皆さまにとって、貴重な体験になったものと思います。

【参加された方の声】

- 少年審判というとテレビなどのイメージでしか知らなかったけれど、詳しい仕組みが分かって、以前より身近に感じることができました。
- 少年だから穏やかな雰囲気を作って審判をしていることが分かった。
- 裁判官のお話を聞いて、様々な着眼点から少年の審判を決めていくことに対して、公正な裁判をするのは大変だと感じました。
- 子供と一緒に参加させてもらったが、自分自身も知らないことがたくさんあり、貴重な経験をする事ができて良かった。